

学校法人新田塚学園セクシャル・ハラスメントの防止等に関する規程

平成18年4月1日

理事長 決 裁

(目的)

第1条 この規程は、学校法人新田塚学園（以下「本法人」という。）において、セクシャル・ハラスメントの防止のための措置およびセクシャル・ハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応するための措置について、必要な事項を定めることにより、本法人のすべての学生および教職員に、公正、安全で快適な環境の下に、就学、教育、研究および就業の機会と権利を保障することを目的とする。

(基本方針)

第2条 セクシャル・ハラスメントは、人としての尊厳を侵害する重大かつ不当な性差別行為であり、学生の就学上又は教職員の就労上の環境を著しく損なう行為として、決して容認することはできない。本法人においては、セクシャル・ハラスメントには、厳正な態度で臨むとともに、この規程に基づきセクシャル・ハラスメントの防止、排除等に努めるものとする。

(定義)

第3条 「セクシャル・ハラスメント」とは、言葉、視覚、行動等により、就学、就業、教育又は、研究上の関係を利用して、相手の意に反する性的な性質の言動等を行うことおよびそれに伴い、相手が学業および職務を行う上で利益又は不利益を与え、就学、教育、研究および就業のための環境を悪化させることをいい、次に掲げる行為をいう。

- (1) 性的要求への服従または拒否を理由に就学、教育、研究および就業上の利益又は不利益に影響を与えること。
- (2) 相手が望まないにもかかわらず、就学、教育、研究および就業上の利益又は不利益を条件として、性的誘いかけを行うこと又は性的に好意的な態度を要求すること。
- (3) 性的言動、提示等により不快の念を抱かせるような環境をつくり出すこと。

(防止対策)

第4条 セクシャル・ハラスメント防止のための対策として次のことを行う。

- (1) セクシャル・ハラスメントが発生するような環境・慣習を改善する。
- (2) セクシャル・ハラスメント防止にかかる啓発および研修を行う。
- (3) セクシャル・ハラスメントに関する相談窓口を設ける。
- (4) その他セクシャル・ハラスメントの防止に関すること。

(相談体制)

第5条 本法人に、セクシャル・ハラスメントを受けた被害者から相談・苦情を受け、セクシャル・ハラスメント被害の事実関係を調査するための相談窓口を設置し、相談員を配置する。

- 2 相談窓口の相談員（以下「相談員」という。）は、安全管理委員を充て、相談の際には男女各1名を配置する。
- 3 相談員は、セクシャル・ハラスメントに関する事案について、相談・苦情を受け、セクシャル・ハラスメント被害の事実関係を調査し、適切な指導、助言を行う。
- 4 相談員は、セクシャル・ハラスメント被害の事実関係を調査するため、当事者および関係者から事情聴取を行うことができる。
- 5 相談員は、前2項に基づき事案について調査した事項、指導・助言した事項、事情聴取した事項その他参考となる事項について、安全管理委員会に速やかに報告する。

(相談・苦情の申出)

第6条 相談・苦情の申出は、被害者に限らず、すべての学生および教職員が、相談窓口、学科長、学長および上司等のいずれかに対しても行うことができる。

- 2 セクシャル・ハラスメントが現実には生じた場合だけでなく、その発生のおそれがある場合も、相談・苦情の申出ができる。
- 3 申出の方法は、面談、電話、電子メール又は文書によるものとする。
- 4 第1項により相談・苦情の申出を受けた相談窓口、学科長、学長および上司等は、当面の適切な指導・助言を行ったうえで、安全管理委員会（以下「委員会」という。）に速やかに報告する。

(事実関係の調査)

第7条 委員会は、相談窓口、学科長、学長および上司等から事案の報告を受けたとき、又は学生若しくは教職員から直接相談・苦情を受けたときは、セクシャル・ハラスメント被害の事実関係を明らかにするため、速やかに必要な調査を行わなければならない。

(措置の決定)

第8条 委員会は、公正な調査の結果セクシャル・ハラスメント被害の事実が確認された場合は、必要に応じて、次に掲げる行為その他の措置を講じるものとする。

- (1) 当事者間の関係の改善に向けての支援
- (2) 当事者の就学、教育、研究および就業上の不利益の回復
- (3) 行為者に対する人事管理上の措置についての理事長への上申

(懲戒処分)

第9条 理事長は、セクシャル・ハラスメントを行った職員に対し、本法人の就業規則に基づき、その状況に応じて懲戒処分を行う。

(遵守事項)

第10条 当事者および関係者は、相談、事情聴取等に際しては真実を述べ、偽りの申出をしてはならない。

2 行為者又はその関係者は、いかなる場合においても相談および苦情を申し出た者並びにその関係者に対して、報復的行為その他不利益な取扱いをしてはならない。

3 この規程に関わる、委員、相談員、その他手続きにおいて関係する者は、その職務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。

(人権への配慮)

第11条 委員会およびその委員および相談員はその職務の遂行に当たって、当事者および関係者の名誉、プライバシー等の人権を侵害しないよう、配慮しなければならない。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、委員会の議を経て、理事長決裁が行う。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

